

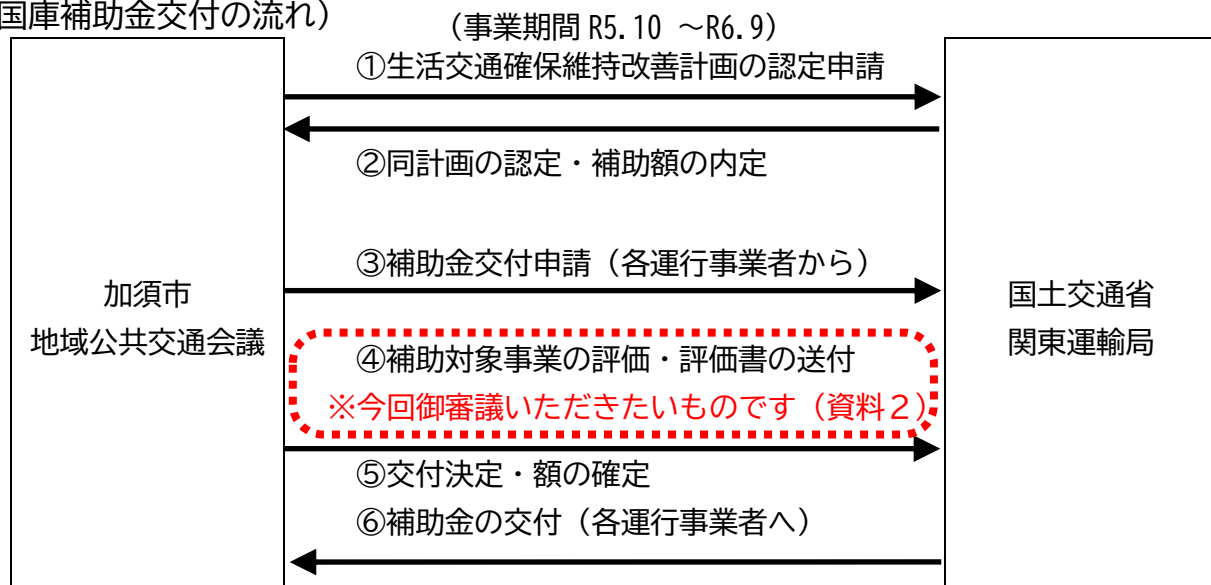
地域公共交通確保維持改善事業における事業評価について

1 事業評価とは

加須市コミュニティバス「かぞ絆号」の運行に当たり、国が定める「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」を運行費用の一部として活用しています。

当該補助金の交付を受けようとする場合は、地域公共交通会議において、補助対象事業の評価を行い、国土交通大臣（関東運輸局長）へ評価書を提出する必要があります。

（国庫補助金交付の流れ）



2 評価の視点（参考）

（1）事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかをA、B、Cの3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

（2）目標・効果達成状況

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA、B、Cの3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

- A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
- B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
- C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった